

愛媛県教育委員会 6月臨時会会議録

- 1 開会の日時及び場所
平成24年 6月27日(水) 午後1時00分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数
6人
- 3 出席委員
委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子
委員 西田真己 教育長 仙波隆三
- 4 欠席委員
委員 関 啓三
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
副教育長 井上 正 管理部長 伊藤 優
指導部長 竹本公三 教育総務課長 大森文男
高校教育課長 北須賀逸雄
- 6 会議の概要
 - (1) 開 会
委員長 午後1時00分開会を宣する。
委員長 議事の議案第33号県立学校教員の懲戒処分については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 非公開とする旨宣する。
 - (2) 議 事
議案審議
委員長 議案第33号を上程する。
○議案第33号 県立学校教員の懲戒処分について
委員長 議案説明を求める。
高校教育課長 勤務校の生徒、及び商業施設の店員のスカート内の撮影のほか、数回にわたり盗撮行為を繰り返していた県立学校教員を懲戒処分し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。
井上委員 繰り返し盗撮していたことが発覚した経緯及び学校における勤務態度について質問する。
高校教育課長 数回にわたる盗撮行為については、4月30日に校長と教頭が本人に確認して分かったことである旨、及び学校における勤務態度からは、そのような素振りは見えなかったと聞いている旨回答する。
井上委員 真面目な人間でも、内面にはいろいろな弱さを抱えたりし

ていることもあることから、管理職等が事前にそうした部分に気付いていれば未然防止もできたのではないかと考える旨意見を述べる。

委員長 盗撮を始めた動機について質問する。

高校教育課長 日頃のストレスの影響から、興味本位で行ったとのことであり、とても反省していると聞いている旨回答する。

委員長 聴取した内容を検討し、仕事や家庭のストレスを感じている他の職員に対して活かしてほしい旨意見を述べる。

伊藤委員 生徒の被害状況及び心の傷への対応について質問する。

高校教育課長 警察からは、写っている服装等から勤務校の生徒と特定したが、個人の特定まではできていないと聞いている旨、及び生徒の心理的被害が大きいことから、ホームルーム担任による個別面接をはじめ、スクールライフアドバイザーの派遣や臨床心理士による講演会の実施など、生徒の心のケアを最重視した対応をしている旨回答する。

西田委員 中学生や高校生は、大人社会へ不信感を持つなど多感な時期であり、少なくとも教員は信じられる存在であってほしいと考えていることから、教員は、日頃から子どもたちに配慮して行動をしてほしい旨意見を述べる。

委員長 今回適用する地方公務員法の規定内容について質問する。

教育総務課長 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定について回答する。

伊藤委員 今回の処分案の重さについて確認する。

委員長 懲戒処分のうち、最も重いものとなっている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(3) 閉会

委員長 午後1時15分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。